



第21条第12号を削る。  
第28条中第15号を第16号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。  
(7) 公共施設等総合管理計画に関すること。  
第33条中第15号を第16号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。  
(12) 臨床工学技士に関すること。  
第34条第2号中「及び公益法人制度改革」を削る。  
第37条第2号中「、特別用途食品及び栄養表示基準」を「及び特別用途食品」に改め、同条中第17号を第18号とし、第7号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。  
(7) 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく衛生及び保健事項に関すること。  
第39条第6号を次のように改める。  
(6) 福祉・介護人材の確保に関すること。  
第42条第10号及び第12号中「母子、寡婦及び父子福祉」を「ひとり親家庭及び寡婦の福祉」に改める。  
第43条第2号を次のように改める。  
(2) 高知県少子化対策推進本部に関すること。  
第43条第4号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。  
(6) 結婚支援に関すること。  
第43条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。  
(3) 高知県少子化対策推進県民会議に関すること。  
(4) 高知県子ども・子育て支援会議に関すること。  
第44条第5号を同条第6号とし、同条第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。  
(1) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関すること。  
第45条第17号を次のように改める。  
(17) 土佐山内記念財団に関すること。  
第45条第19号を次のように改める。  
(19) 産学官民連携センターに関すること。  
第48条第2号中「及び公立大学法人高知工科大学」を削る。  
第52条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。  
(10) 地方創生（人口ビジョン及び地方版総合戦略）に関すること。  
第57条第11号を同条第13号とし、同号の前に次の1号を加える。  
(12) 自動車運転代行業に関すること。  
第57条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。  
(9) ときでん交通株式会社に関すること。  
第65条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。  
(7) 高知県事業承継・人材確保センターに関すること。  
第79条第4号中「及び農業共済組合連合会」を削る。  
第80条中第21号を第22号とし、第18号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。  
(18) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）に関すること（環境保全型農業直接支払に関するものに限る。）。  
第81条に次の1号を加える。  
(5) 次世代型こうち新施設園芸システムの推進に関すること。

第82条第2号を次のように改める。  
(2) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に関すること（環境農業推進課の主管に属する事項を除く。）。  
第82条第9号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）」を「食品表示法に基づく品質事項」に改める。  
第83条第6号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「食品表示法に基づく品質事項」に改める。  
第84条第3号及び第4号を次のように改める。  
(3) 農村地域における防災・減災対策に関すること。  
(4) 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。  
第87条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。  
(10) 林業学校に関すること。  
第88条中「林業増産推進課」を「木材増産推進課」に改め、第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。  
第89条に次の1号を加える。  
(4) 特用林産物の振興に関すること。  
第89条の2第4号を削る。  
第93条第10号を削る。  
第95条第5号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「食品表示法に基づく品質事項」に改め、同条に次の1号を加える。  
(6) 輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）に基づく事業場の登録等に関すること。  
第99条第9号から第12号までを削る。  
第100条の見出しを「（技術管理課）」に改め、同条中「建設検査課」を「技術管理課」に改め、第8号を第12号とし、第7号の次に次の4号を加える。  
(8) 設計積算に関すること。  
(9) 公共事業支援統合情報システム（CAL S / E C）に関すること。  
(10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関すること。  
(11) 建設副産物対策に関すること。  
第111条第9号中「都市公園」を「都市公園、室戸体育館及び池公園」に改める。  
第124条中「総務課」を「次に掲げる課」に改め、同条に次の各号を加える。  
(1) 総務課  
(2) 産業振興課  
第141条第1項中第35号を削り、第36号を第35号とし、第37号から第42号までを1号ずつ繰り上げ、第43号を第42号とし、同号の次に次の1号を加える。  
(43) 生活困窮者の自立支援に関すること。  
第143条第2項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。  
(11) 生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者である子どもの学習支援事業の実施並びに生活困窮者住居確保給付金の支給等に関すること。  
第143条第3項第20号を削り、同項第21号を同項第20号とする。  
第3章第5節第1款を次のように改める。  
**第1款 産学官民連携センター**  
(位置)  
**第181条** 高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第3号）により設置された高知県産学官民連携センター（以下「産学官民連携センター」という。）

の位置は、高知市とする。  
 （所掌事務）  
**第182条** 産学官民連携センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。  
 （1） 産学官民連携のための相談窓口及び産学官民連携による事業化に向けた取組への支援に関すること。  
 （2） 産学官民の交流機会の創出に関すること。  
 （3） 産業振興等に資する人材育成に関すること。  
 （4） 前3号に掲げるもののほか、産学官民の連携に関すること。  
**第183条** 削除  
 第196条中「課を」を「課及び室を」に改め、同条各号を次のように改める。  
 （1） 企画調整室  
 （2） 素材開発課  
 （3） 加工技術課  
 第197条を次のように改める。  
 （分掌事務）  
**第197条** 企画調整室の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。  
 （1） 産学官の連携及び共同研究の企画調整に関すること。  
 （2） 調査並びに情報の収集及び提供に関すること。  
 2 素材開発課の分掌事務は、素材開発に係る試験研究、調査、技術相談指導及び技術者養成に関する事務とする。  
 3 加工技術課の分掌事務は、加工技術に係る試験研究、調査、技術相談指導及び技術者養成に関する事務とする。  
 第216条第1項ただし書を削る。  
 第217条第1項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とする。  
 第218条中「及び室」を削り、同条第5号を削る。  
 第219条第1項第3号中「及び室」を削り、同条第5項を削る。  
 第228条第3号中「実証展示」を「実証及び普及」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。  
 （4） 中山間地域の農作物における生産技術の実証及び普及に関すること。  
 第244条第1項中第12号を削り、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。  
 （10） 木材の安定供給体制（原木の増産を含む。）の推進に関すること。  
 第246条第1項中第22号を削り、第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。  
 （19） 木材の安定供給体制（原木の増産を含む。）の推進に関すること。  
 第254条第16号中「、高知県中央西土木事務所」を削り、同条第19号中「高知駅大屋根等施設」を「高知駅大屋根等施設及び池公園」に改める。  
 第256条第4項第6号を削り、同条第7項第5号中「浦戸湾東部流域下水道」を「高知駅大屋根等施設、池公園及び浦戸湾東部流域下水道」に改める。  
 第279条第1項中「理事（東京事務所）」を「理事・産学官民連携センター長」に改める。  
 第285条第1項中「及び東京事務所副所長」を「、東京事務所副所長及び東京事務所参事」に改める。  
 第291条第1項中「総務部政策企画課企画監（政策推進担当）、総務部財政課企画監（執行管理担当）」を「総務部財政課企画監（執行管理・調整担当）」に改める。  
 第301条第2項の表中

地域防災企画監	所管する地域の防災体制の確立及び市町村の防災対策の支援に関する専門的事務に従事するとともに、担当する地域に係る事務に従事する職員を指揮監督する。
---------	--

を

地域防災企画監	所管する地域の防災体制の確立及び市町村の防災対策の支援に関する専門的事務に従事するとともに、担当する地域に係る事務に従事する職員を指揮監督する。
市町村支援専門監	市町村の児童家庭相談機能の強化及び要保護児童対策地域協議会の活動の支援に関する専門的事務に従事するとともに、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

に改める。

第304条第2項の表中

「課長補佐  
プロジェクトマネージャー」

を

「参事  
課長補佐」

に、

高知県中央児童相談所	次長 児童福祉司
高知県幡多児童相談所	児童福祉司

を

高知県中央児童相談所	市町村支援専門監 次長 児童福祉司
高知県幡多児童相談所	児童福祉司
産学官民連携センター	センター長 副センター長 プロジェクトマネージャー

に、

紙産業技術センター	所長 次長
-----------	----------

を  
「

紙産業技術センター	所長 次長 技術次長
-----------	------------------

」

に改める。

第306条の表高知県農業共済保険審査会の項中「第131条第1項及び」及び「農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴えの審査並びに」を削る。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年3月31日現在において、土木部建設検査課に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、現に有する職名をもって、土木部技術管理課に勤務を命ぜられたものとする。



高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第38号**

**高知県事務処理規則の一部を改正する規則**

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中

「

課長を置く出先機関	所長	次長等	課長（担当する事務に限る。） 地域支援室長（担当する事務に限る。） 部長（担当する事務に限る。）	
-----------	----	-----	--	--

」

を

「

課長を置く出先機関	所長	次長等	課長（担当する事務に限る。） 地域支援室長（担当する事務に限る。） 部長（担当する事務に限る。） 企画調整室長（担当する事務に限る。）	
-----------	----	-----	--	--

」

に改める。

別表第1の6の(1)のコの項から6の(1)のタの項までを削り、同表6の(1)のチの項を同表6の(1)のコの項とし、同表9の(6)のイの項及び10の(5)のイの項中「土木部建設検査課長」を「土木部技術管理課長」に改め、同表11の(2)のアの項及び11の(2)のケの項中「適当と」を「適当であると」に改め、同表12の(18)のハの項を次のように改める。

ハ 寄附金	(ア) 1,000万円以上のもの	○							1 事前に決裁を受けたものについては、部局長が専決する。 2 別に指定するものについては、財政課長に
-------	---------------------	---	--	--	--	--	--	--	---

								合議する。 ※
(イ) 500 万円 以上 1,000 万円 未 満 の もの			○					別に指定する ものについて は、財政課長 に合議する。 ※
(ウ) 300 万円 以上 500 万円 未 満 の もの			○					// ※
(エ) 300 万円 未 満 の もの				○				// ※

別表第1備考12を同表備考14とし、同備考の前に次のように加える。

13 高知県行政組織規則第10条に規定する各地域の計画推進課員駐在所に係る11の(2)のケの事項のうち産業振興推進部計画推進課長が適当であると認めるものについては、当該地域に駐在する地域支援企画員（総括）が専決するものとする。

別表第1備考11中「専決する」を「それぞれ専決する」に改め、同備考を同表備考12とし、同表備考10の次に次のように加える。

11 高知県行政組織規則第8条の3に規定する各地域の危機管理・防災課員駐在所に係る11の(2)のケの事項のうち危機管理部危機管理・防災課長が適当であると認めるものについては、当該地域に駐在する地域防災監又は同課の地域防災企画監が専決するものとする。

別表第2備考2中「東京事務所総務課」を「東京事務所産業振興課」に、「当該総務課長、総務課課長補佐及びプロジェクトマネージャー並びにプロジェクトマネージャーの担当する事務に従事する職員」を「当該産業振興課長及び産業振興課課長補佐」に、「当該総務課課長補佐」を「当該産業振興課課長補佐」に改め、同表備考10を削り、同表備考9を同表備考10とし、同表備考8を同表備考9とし、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5の次に次のように加える。

6 高知県中央児童相談所市町村支援専門監に係る11から14まで及び16から19までの事項については、当該市町村支援専門監が専決するものとする。

別表第2備考11を削り、同表備考12を同表備考11とし、同表備考13を同表備考12とし、同表備考14中「5から7まで」を「5から8まで」に改め、同備考を同表備考13とし、同表備考15を同表備考14とし、同表備考16を同表備考15とする。

別表第3の1の(9)の表1の(9)の項中「解決のために」を「解決のために法第251条第2項の規定により」に改め、同表の1の(9)の表1の(28)の項中「(27)」を「(29)」に改め、同項を同表の1の(9)の表1の(30)の項とし、同表の1の(9)の表中1の(27)の項を1の(29)の項とし、1の(26)の項を1の(28)の項とし、1の(25)の項を1の(27)の項とし、1の(24)の項を1の(26)の項とし、1の(23)の項を1の(25)の項とし、1の(22)の項を1の(24)の項とし、1の(21)の項を1の(23)の項とし、1の(20)の項を1の(22)の項とし、1の(19)の項を1の(21)の項とし、1の(18)の項を1の(20)の項とし、1の(17)の項を1の(19)の項とし、1の(16)の項を1の(18)の項とし、1の(15)の項を1の(17)の項とし、1の(14)の項を1の(16)の項とし、1の(13)の項を1の(15)の項とし、同項の前に次のように加える。

(14) 市町村に対する連携協約の締結の勧告（法第252条の2第5項）		○																	
-------------------------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の1の(9)の表中1の(12)の項を1の(13)の項とし、1の(11)の項を1の(12)の項とし、1の(10)の項を1の(11)の項とし、1の(9)の項の次に次のように加える。

(10) 法第251条第2項の規定により自治紛争処理委員会を任命し、連携協約に係る紛争を処理するための方策を定めさせること。（法第251条の3の2第1項）		○																	
---	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(1)の表4の項を次のように改める。

4 調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 調理師養成施設の指定（法第3条第1号）			○															
	(2) 調理師試験の実施及び指定試験機関への試験事務の委任（法第3条の2第1項及び第2項）			○															
	(3) 調理師免許の取消し（法第6条）			○															
	(4) 指定養成施設に係る内容変更の承認（調理師法施行令（昭和33年政令			○															

第303号) 第1条の2)																			
(5) 他の都道府県で受けた免許の取消しが適当であると認める場合における免許を与えた都道府県知事への通知（調理師法施行令第16条）			○																
(6) 指定養成施設の設立者に対する報告の徴収及び指示（調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第10条）			○																
(7) 指定養成施設の指定の取消し（調理師法施行規則第11条）			○																
(8) (1)から(7)までの事項以外の法に関すること。				○															

別表第3の3の(2)の表2の(2)の項中「法の」を「法、医師法施行令（昭和28年政令第382号）及び医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）の」に改め、同表の3の(2)の表3の(2)の項中「法の」を「法、歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）及び歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）の」に改め、同表の3の(2)の表6の項から8の項までを次のように改める。

6 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 理学療法士及び作業療法士について免許の取消し等の処分の必要があると認める旨の厚生労働大臣への具申（法第7条第2項）			○															
	(2) 理学療法士養成施設の指定（法第11条第1号及び第2号）			○															
	(3) 作業療法士養成施設の指定（法第12条第1号及び第2号）			○															
	(4) (2)の指定を受けた			○															

	理学療法士養成施設及び(3)の指定を受けた作業療法士養成施設に係る変更の承認（理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号。以下この項において「政令」という。）第11条第1項）																		
	(5) (2)の指定を受けた理学療法士養成施設及び(3)の指定を受けた作業療法士養成施設の指定の取消し（政令第14条第1項）			○															
	(6) 法、政令及び理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和40年厚生省令第47号）の規定による申請等の厚生労働大臣への提出等その他の法に関すること。				○														
7 視能訓練士法（昭和46年法律第64号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 視能訓練士について免許の取消し等の処分の必要があると認める旨の厚生労働大臣への具申（法第8条第2項）			○															
	(2) 法、視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）及び視能訓練士法施行規則（昭和46年厚生省令第28号）の規定による申請等の厚生労働大臣への提出等その他の法に関すること。				○														
8 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）	歯科衛生士法、歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号）及び歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号）の規定による				○														





定の取消し（政令第7条第1項）																				
(4) (1)から(3)までの事項以外の(1)の指定を受けた柔道整復師養成施設に関すること。																				

別表第3の3の(4)の表7の項中「死体解剖保存法」を「死体解剖保存法、死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号）及び死体解剖保存法施行規則（昭和24年厚生省令第37号）」に改め、同表の3の(6)の表8の項中「経費の負担等」を「特定疾患に係る支給認定、医療費の給付等」に改め、同表の3の(6)の表9の項を次のように改める。

9 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に関する事務	指定難病に係る支給認定、特定医療費の支給その他の難病の患者に対する医療等に関する法律に関すること。																			
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(6)の表11の項を次のように改める。

11 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 小児慢性特定疾病に係る医療費支給認定、小児慢性特定疾病医療費の支給等に関すること。（法第19条の2、第19条の3、第19条の5、第19条の6、第19条の9、第19条の10及び第19条の13から第19条の20まで）																			
	(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関すること。（法第19条の22）																			
	(3) 療育の給付（法第20条第1項）																			

別表第3の3の(7)の表10の(8)の項中「(7)」を「(11)」に改め、同項を同表の3の(7)の表10の(12)の項とし、同項の前に次のように加える。

(9) 指定養成施設に係る変更等の承認（理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号。以下この項において「省令」という。）第6条）																				
(10) 指定養成施設の設立者等に対する報告の徴収及び指示（省令第12条）																				
(11) 指定養成施設の指定の取消し（省令第13条第1項）																				

別表第3の3の(7)の表中10の(7)の項を10の(8)の項とし、10の(6)の項を10の(7)の項とし、10の(5)の項を10の(6)の項とし、10の(4)の項を10の(5)の項とし、10の(3)の項を10の(4)の項とし、10の(2)の項を10の(3)の項とし、10の(1)の項を10の(2)の項とし、同項の前に次のように加える。

(1) 理容師養成施設の指定（法第3条第3項）																				
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(7)の表12の(8)の項中「(7)」を「(11)」に改め、同項を同表の3の(7)の表12の(12)の項とし、同項の前に次のように加える。

(9) 指定養成施設に係る変更等の承認（美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号。以下この項において「省令」という。）第5条）																				
(10) 指定養成施設の設立者等に対する報告の徴収及び指示（省令第11条）																				
(11) 指定養成施設の指定の取消し（省令第12条第1項）																				

別表第3の3の(7)の表中12の(7)の項を12の(8)の項とし、12の(6)の項を12の(7)の項とし、12の(5)の項を12の(6)の項とし、12の(4)の項を12の(5)の項とし、12の(3)の項を12の(4)の項とし、12の(2)の項を12の(3)の項とし、12の(1)の項を12の(2)の項とし、同項の前に次のように加える。

(1) 美容師養成施設の指定（法第4条第3項）			○																	
-------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(7)の表中16の(11)の項を削り、16の(12)の項を16の(11)の項とし、16の(13)の項を16の(12)の項とし、16の(14)の項から16の(16)の項までを削り、16の(17)の項を16の(13)の項とし、16の(18)の項を16の(14)の項とし、16の(19)の項を16の(15)の項とし、16の(20)の項を16の(16)の項とし、同表の3の(7)の表16の(21)の項中「(20)」を「(16)」に改め、同項を同表の3の(7)の表16の(17)の項とし、同表の3の(7)の表30の(18)の項中「(17)」を「(25)」に改め、同項を同表の3の(7)の表30の(26)の項とし、同項の前に次のように加える。

(20) 登録養成施設の設置者に対する報告の徴収（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年政令第52号。以下この項において「政令」という。）第4条）			○																	
(21) 登録養成施設の登録の取消し（政令第5条）			○																	
(22) 登録講習会の実施者に対する適合命令（政令第15条）			○																	
(23) 登録講習会の実施者に対する改善命令（政令第16条）			○																	
(24) 登録講習会の登録の取消し等（政令第17条）			○																	
(25) 登録講習会の実施者に対する報告の徴収及び立入検査（政令第19条及び第20条第1項）			○																	

別表第3の3の(7)の表中30の(17)の項を30の(19)の項とし、30の(16)の項を30の(18)の項とし、30の(15)の項を30の(17)の項とし、30の(14)の項を30の(16)の項とし、30の(13)の項を30の(15)の項とし、30の(12)の項を30の(14)の項とし、30の(11)の項を30の(13)の項とし、30の(10)の項を30の(12)の項とし、30の(9)の項を30の(11)の項とし、30の(8)の項を30の(10)の項とし、30の(7)の項を30の(9)の項とし、同表の3の(7)の表30の(6)の項中「Ⅱ」を「高知県食肉衛生検査所長」に改め、同項を同表の3の(7)の表30の(8)の項とし、同表の3の(7)の表30の(5)の項の次に次のように加える。

(6) 食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録（法第12条第5項第3号）			○																	
(7) 食鳥処理衛生管理者の講習会の登録（法第12条第5項第4号）			○																	

別表第3の3の(7)の表31の(11)の項中「(10)」を「(19)」に改め、同項を同表の3の(7)の表31の(20)の項とし、同表の3の(7)の表31の(10)の項を同表の3の(7)の表31の(19)の項とし、同項の前に次のように加える。

(11) 食品衛生監視員の養成施設の登録（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下この項において「政令」という。）第9条第1項第1号）			○																	
(12) (4)の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設の設置者及び(11)の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設の設置者に対する報告の徴収（政令第17条及び政令第9条第2項において準用する政令第17条）			○																	
(13) (4)の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設及び(11)の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設の登録の取消し（政令第18条及び政令第9条第2項において準用する政令第18条）			○																	
(14) 登録講習会の実施者に対する適合命令（政令第28条）			○																	
(15) 登録講習会の実施者に対する改善命令（政令			○																	

第29条)																				
(16) 登録講習会の登録の取消し(政令第30条)			○																	
(17) 登録講習会の実施者に対する報告の徴収及び立入検査(政令第32条及び第33条第1項)			○																	
(18) 申請事項等の変更の届出の受理(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第71条)									○											保健所長

別表第3の3の(7)の表中31の(9)の項を削り、31の(8)の項を31の(10)の項とし、31の(7)の項を31の(9)の項とし、31の(6)の項を31の(8)の項とし、31の(5)の項を31の(7)の項とし、31の(4)の項を31の(6)の項とし、31の(3)の項の次に次のように加える。

(4) 食品衛生管理者の養成施設の登録(法第48条第6項第3号)			○																	
(5) 食品衛生管理者の講習会の登録(法第48条第6項第4号)			○																	

別表第3の3の(7)の表33の項を次のように改める。

33 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 製菓衛生師養成施設の指定(法第5条第1号)			○																
	(2) 指定養成施設に係る内容変更等の承認(製菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号。以下この項において「政令」という。)第21条第1項)			○																
	(3) 指定養成施設の設立者等に対する報告の徴収及び指示(政令第22条)			○																
	(4) 指定養成施設の指定			○																

の取消し(政令第23条)																				
(5) (1)から(4)までの事項以外の法に関すること。									○											

別表第3の3の(7)の表に次のように加える。

40 食品表示法(平成25年法律第70号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 食品関連事業者に対する指示(法第6条第1項及び第3項並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号。以下この項において「政令」という。)第7条第1項第1号)														○					保健所長	
	(2) (1)の指示を受けた者に対する措置命令(法第6条第5項及び政令第7条第1項第2号)														○					〃	
	(3) 食品関連事業者等に対する措置命令等(法第6条第8項及び政令第7条第1項第3号)														○					〃	
	(4) (1)から(3)までの指示等に係る公表(法第7条及び政令第7条第1項第1号から第3号まで)			○																	
	(5) 食品関連事業者等に対する報告の徴収及び物件の提出の要求(法第8条第1項及び政令第7条第1項第4号)															○					保健所長
	(6) 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求(法第8条第1項及び															○					〃



号) に関する事務																					
8 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）に関する事務	(1) 特別給付金を受ける権利の裁定（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第3条第7項及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和38年政令第125号）第3条）																				○
	(2) 国債の国への譲渡に係る証明書の発行（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令第1条第3項及び第4項）																				○
9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）に関する事務	(1) 特別弔慰金を受ける権利の裁定（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第4条及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和40年政令第183号）第3条）																				○
	(2) 国債の国への譲渡に係る証明書の発行（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第1条第3項及び第4項）																				○
10 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）に関する事務	(1) 特別給付金を受ける権利の裁定（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第3条第2項及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和41年政令第227号）第4条）																				○
	(2) 国債の国への譲渡に係る証明書の発行（戦傷病者等の妻に対する特別																				○

給付金支給法施行令第2条第3項及び第4項																					
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(1)の表中21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項の次に次のように加える。

11 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）に関する事務	(1) 特別給付金を受ける権利の裁定（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第4条及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和42年政令第188号）第3条）																				○
	(2) 国債の国への譲渡に係る証明書の発行（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令第1条第3項及び第4項）																				○

別表第3の4の(2)の表9の項中「昭和62年法律第30号。」を削り、同表の4の(2)の表9の(11)の項を削り、同表の4の(3)の表1の(2)の項中「(1)」を「(1)及び(2)」に改め、同項を同表の4の(3)の表1の(3)の項とし、同表の4の(3)の表1の(1)の項の次に次のように加える。

(2) 身体障害者福祉司の養成施設の指定（法第12条第5号）																					○
--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第3の4の(3)の表3の(2)の項中「(1)」を「(1)及び(2)」に改め、同項を同表の4の(3)の表3の(3)の項とし、同表の4の(3)の表3の(1)の項の次に次のように加える。

(2) 知的障害者福祉司の養成施設の指定（法第14条第5号）																					○
--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第3の4の(3)の表22の項中「高齢者福祉課」を「地域福祉政策課及び高齢者福祉課」に改め、同表の4の(3)の表に次のように加える。

23 義肢装具士法（昭和62	(1) 義肢装具士養成所の指定（法第14条第1号から第3号まで）																				○
----------------	----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---











業費補助金（流通経費支援のうち高知県森林組合連合会に係るもの及び事業地取得支援補助に係るものを除く。）に、「所管区域内の事項」を「所管区域内でのもの」に改め、同表の10の(3)の表2の(2)の項中「製材用原木増産事業」を「原木増産推進事業」に改め、同表の10の(3)の表4の(2)の項中「、自伐林家等支援事業費補助金」を削り、同表の10の(3)の表7の(2)の項を次のように改める。

(2) 採種採穂圃の改良及び維持管理並びにその一部の委託に関すること。										○		林業事務所長 (高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内でのものにあつては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。) 森林技術センター所長
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

別表第3の10の(3)の表7の(3)の項中「#」を削り、同表の10の(3)の表9の項を削り、同表の10の(4)の表3の(2)の項、4の(1)の項及び5の(1)の項中「所管区域内の事項」を「所管区域内でのもの」に改め、同表の10の(4)の表6の(1)の項中「#」を「林業事務所長(高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内でのものにあつては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。)」に改め、同表の10の(4)の表7の(1)の項中「所管区域内の事項」を「所管区域内でのもの」に改め、同表の10の(4)の表に次のように加える。

8 特用林産振興対策事業に	(1) 事業に係る補助金に係る内示、交付決定、検査、支払及び確定に関する										○		林業事務所長 (高知
---------------	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	---------------

関する事務	ること。																県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内でのものにあつては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。)
	(2) (1)の事項以外の特用林産振興対策事業に関する										○						

別表第3の10の(5)の表1の項を次のように改める。

1 県産材需要拡大対策推進事業に関する事務	(1) 木の香るまちづくり推進事業費補助金に係る検査に関する																○		林業事務所長 (高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内でのものにあつては、高知県中央東林
-----------------------	--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

																				業事務 所嶺北 林業振 興事務 所長に 委任す る。)	
(2)	木造公共施設等整備 事業に係る補助金に係る 内示、交付決定、検査、 支払及び確定に関するこ と。																			〇	〃
(3)	(2)の事項以外の木 造公共施設等整備事業に 関すること。																			〇	

別表第3の10の(5)の表2の(1)の項中「〃」を「林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内のものにあつては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）」に改め、同表の10の(5)の表に次のように加える。

3	木材産 業構造改 善事業に 関する事 務	(1) 県産材新規用途導入 促進事業に係る補助金に 係る内示、交付決定、検 査、支払及び確定に関す ること。																			〇	林業事 務所長 （高知 県中央 東林業 事務所 嶺北林 業振興 事務所 の所管 区域内 のもの にあつ ては、 高知県 中央東 林業事 務所嶺 北林業 振興事 務所長 に委任 す
---	----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---

																						る。)	
(2)	(1)の事項以外の県 産材新規用途導入促進事 業に関すること。																					〇	

別表第3の10の(6)の表1の(3)の項中「所管区域内の事項」を「所管区域内でのもの」に改め、同表の10の(9)の表15の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同表の11の(2)の表13の項を削り、同表の11の(4)の表2の項を次のように改める。

2	食品表 示法（以 下この項 において 「法」と いう。） に関する 事務（地 域農業推 進課及び 畜産振興 課が所掌 する事項 を除く。）	(1) 食品関連事業者に対 する指示（法第6条第1 項並びに食品表示法第十 五条の規定による権限の 委任等に関する政令（以 下この項において「政 令」という。）第5条第 1項第1号及び第6条第 1項第1号)																					〇	
		(2) (1)の指示を受けた 者に対する措置命令（法 第6条第5項及び政令第 6条第1項第2号)																						〇
		(3) (1)及び(2)の指示 等に係る公表（法第7条 並びに政令第5条第1項 第1号並びに第6条第1 項第1号及び第2号)																						〇
		(4) 食品関連事業者に対 する報告の徴収及び物件 の提出の要求（法第8条 第1項及び第2項並びに 政令第5条第1項第2号 及び第6条第1項第3 号)																						〇
		(5) 食品関連事業者とそ の事業に関して関係のあ る事業者に対する報告の 徴収及び物件の提出の要 求（法第8条第1項及び																						〇

	第2項並びに政令第5条第1項第3号及び第6条第1項第4号)																			
(6)	食品関連事業者及び食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する立入検査及び質問（法第8条第1項及び第2項並びに政令第5条第1項第4号及び第6条第1項第5号）				○															
(7)	表示に関する申出の受付及び調査（法第12条第1項及び第3項並びに政令第5条第1項第5号及び第6条第1項第6号）				○															
(8)	(1)から(7)までの事項以外の法に関すること。（政令第5条及び第6条）							○												

別表第3の11の(4)の表に次のように加える。

4	輸出水産業の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）に関する事務	事業場の登録その他の輸出水産業の振興に関する法律に関すること。						○												
---	------------------------------------	---------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の12の(1)の表7の項から10の項までを削り、同表の12の(2)中「建設検査課」を「技術管理課」に改め、同表の12の(2)の表に次のように加える。

4	設計積算に関する事務	設計積算に関すること。						○												
5	公共事	(1) 公共事業支援統合情						○												

業支援統合情報システム（CAL／EC）に関する事務	報システム（CAL／EC）に関すること。																			
	(2) (1)のうち重要なもの							○												
6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 実施に関する指針の策定及び変更（法第4条）							○												
	(2) 解体工事業者の登録の拒否及び当該登録の取消し等（法第24条並びに法第35条第1項及び同条第2項において準用する法第24条第2項）							○												
	(3) (2)の事項以外の解体工事業に関すること。									○										
	(4) 新築工事等に係る対象建設工事の発注者（国を除く。）に対する建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の利用の協力要請（法第41条）										○									
	(5) (1)から(4)までの事項以外の法に関すること。												○							土木事務所長
7 建設副産物対策に関する事務	建設副産物対策に関すること。									○										

別表第3の12の(6)の表8の(1)の項中「第10条の3第1項」を「第10条の3第1項及び第5項」に改め、同表の12の(8)の表7の(3)の項から7の(7)の項までを次のように改める。

(3)	利用施設の利用の許可等（条例第5条並びに高知県立室戸体育館の設									○										土木事務所長（指定
-----	---------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------



(7) 使用料の還付(条例第13条第3項において読替えて準用する条例第12条ただし書及び規則第9条)								○		〃
(8) 施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定(条例第15条)			○							
(9) 設備の制限に係る許可(規則第5条ただし書)								○		土木事務所長(指定管理者が行うことができない場合に限る。)
(10) 施設、設備、植栽等の汚損等に係る指示(規則第10条)								○		〃
(11) (1)から(10)までの事項以外の高知県立池公園に関すること。				○						

別表第3の12の(9)の表1の(4)の項及び1の(5)の項中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第3号

本 庁  
各出先機関

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

**機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令**

(高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正)

**第1条** 高知県男女共同参画推進本部設置規程(昭和51年7月高知県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「総務部財政課企画監(執行管理担当)」を「総務部財政課企画監(執行管理・調整担当)」に改める。

(高知県建設工事検査規程の一部改正)

**第2条** 高知県建設工事検査規程(昭和42年1月高知県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改め、同条第5号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第3条第2項第2号及び第3号中「土木部建設検査課長」を「土木部技術管理課長」に改める。

第5条第2項中「必要と」を「必要があると」に改める。

第6条の2中「土木部建設検査課長」を「土木部技術管理課長」に改める。

第7条中「及び」を「又は」に改める。

第10条第2項第3号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第3項中「指揮監督できる」を「指揮監督することができる」に改める。

第11条第1号中「次の」を「次に掲げる」に改め、同号ウ中「ただし、」を削り、同条第3号中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第5号中「及び」を「又は」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

第12条第3項中「不合格と」を「不合格であると」に改める。

(高知県土木設計等委託業務検査規程の一部改正)

**第3条** 高知県土木設計等委託業務検査規程(平成13年4月高知県訓令第14号の2)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改め、同条第4号及び第5号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第3条第2項第2号中「土木部建設検査課長」を「土木部技術管理課長」に改める。

第5条第2項中「必要と」を「必要があると」に改める。

第6条の2中「土木部建設検査課長」を「土木部技術管理課長」に改める。

第10条第2項第3号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第3項中「指揮監督できる」を「指揮監督することができる」に改める。

第11条第1号及び第2号中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第5号中「及び」を「又は」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

第12条第3項中「検査命令権者」を「検査命令権者等」に、「不合格と」を「不合格である」とに改める。

#### 附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平27・10・6	9777	◎規則	1	右 (45)	<u>別表第2備考14</u> 中	<u>別表第2備考13</u> 中